

# 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に 関する条例の一部を改正する条例

(堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和2年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。